



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月26日月曜日 第2304号

◇ 目次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 772

告 示

漁業免許の内容等の公示..... 773
公共測量の実施の通知..... 778
開発行為に関する工事の完了..... 778
道路の区域変更（一般国道494号）..... 778
建設業者の許可の取消し..... 778
道路の区域変更（一般国道197号）..... 779
道路の区域変更（県道久万中山線）..... 779

道路の供用開始（県道久万中山線）..... 779
道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 780
道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）..... 780
道路の供用開始（一般国道378号）..... 780
落札者等の告示..... 780

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... 780

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月26日

愛媛県知事 中村時広

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） | （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） |
| 第5条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 | 第5条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 |
| (1)～(3) 省略 | (1)～(3) 省略 |
| (4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア～カ 省略 | (4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア～カ 省略 |
| キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為 | キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者が行うその事業 _____の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送_____の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設 _____の管理に必要な行為 |
| ク～ス 省略 | ク～ス 省略 |

（愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成20年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア～ナ 省略</p> <p>ニ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の業務_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p> <p>ヌ～ヒ 省略</p> | <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア～ナ 省略</p> <p>ニ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条_____に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p> <p>ヌ～ヒ 省略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1133号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) ア 免許番号 燧共第179号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あおさ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | ばかがい漁業 | 〃 |
| 〃 | あさり漁業 | 〃 |
| 〃 | まてがい漁業 | 〃 |
| 〃 | はまぐり漁業 | 〃 |
| 〃 | おおのがい漁業 | 〃 |
| 〃 | つめたがい漁業 | 〃 |
| 〃 | たいらぎ漁業 | 〃 |

| | | |
|---|--------|----------------|
| 〃 | みるくい漁業 | 〃 |
| 〃 | たこ漁業 | 〃 |
| 〃 | えむし漁業 | 〃 |
| 〃 | なまこ漁業 | 6月1日から翌3月31日まで |

- (イ) 漁場の位置 新居浜市地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市と西条市との境界の標識

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内)

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立)

関係区域)

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先)

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜市磯浦地先海面(愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間))

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸によって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北隅取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い1800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い1800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い1210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点
- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

ウ 地元地区 新居浜市新居浜地区

(1) ア 免許番号 燧共第180号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|----------------|
| 第4種共同漁業 | すずき、ぼら寄魚漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 新居浜市御代島地先

(ウ) 漁場の区域

基点Aから50度の線とBから270度の線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
- B 西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（住友化学工業株式会社新居浜製造所西面地先）

イ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3漁協が締結した契約書記載の補償区域
Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
- B Aから西側の護岸沿い1800メートルの点

ウ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域のうちAから311度の線とBから270度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い1800メートルの点
- B 西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

ウ 地元地区 新居浜市新居浜地区

(3) ア 免許番号 燧共区第181号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | 雑魚建網漁業 | " |
| " | 雑魚建干網漁業 | " |
| " | 雑魚張切網漁業 | " |

(イ) 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域及び別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
- B 新居浜市御代島ビウ崎鼻
- C 新居浜市と西条市との境界の標識
- D 西条市古川加茂川右岸標識1号
- E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号
- F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
- G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号
- H 西条市氷見戊と東予市今在家との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
- イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点
- ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
- エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
- B Aから西へ354度20メートルの点
- C Aから東へ護岸線上120メートルの点

点 ア Bから354度20メートルの点
 イ Bから354度730メートルの点
 ウ Bから22度835メートルの点
 エ Bから4度2,385メートルの点
 オ Aから355度2,325メートルの点
 カ Aから359度1,095メートルの点
 キ Cから19度830メートルの点
 ク Cから28度635メートルの点
 ケ Cから354度520メートルの点
 コ Cから354度20メートルの点

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域
 (住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先)

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域
 (新居浜市磯浦地先海面(愛媛県磯浦地区土地造成事業
 埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発
 電所埋立「と号」との間))

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」
 記載の区域

Iオ及びオJの2直線以内の区域

基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工
 区埋立地西側護岸南端
 J 新居浜市惣開町乙31番22号(住友重機械工
 業株式会社新居浜製造所所有地)

点 オ 基点Aから西側護岸延長線上125メートル
 の点

ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合
 が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和
 59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締
 結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、
 スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域

基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端
 L 西条市西条港西防波堤突端

点 カ Kから349度50メートルの点
 キ カから259度2,248メートルの点
 ク キから349度550メートルの点
 ケ クから308度15分376メートルの点
 コ ケから351度15分1,292メートルの点
 サ コから253度200メートルの点
 シ サから171度1,272メートルの点
 ス シから208度45分260メートルの点
 セ スから253度30分2,500メートルの点
 ソ セから333度30分238メートルの点
 タ ソから244度200メートルの点
 チ タから154度652メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新
 居浜市磯浦町乙609-13北面地先)

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キ
 ク、クケ、ケコ及びココの6直線によって囲まれた区域

並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点
 とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサ
 より北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方
 形に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 B Aから西へ護岸線上590メートルの点
 C Aから東へ護岸線上120メートルの点
 D Aから東へ護岸線上600メートルの点

点 ア Bから14度775メートルの点
 イ Bから4度30分1,050メートルの点
 ウ Bから14度30分1,100メートルの点
 エ Bから22度835メートルの点
 オ Cから3度940メートルの点
 カ Dから7度845メートルの点
 キ Dから13度600メートルの点
 ク Dから359度528メートルの点
 ケ Cから28度635メートルの点
 コ Cから19度830メートルの点
 サ Bから4度2,385メートルの点
 シ Aから355度2,325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新
 居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先
 海面)

Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれ
 た区域で棧橋(6,600㎡)を除いた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊
 本町2丁目817-9の護岸西北端
 B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊
 本町1丁目813-4の東北隅とトリドルフィン
 突端
 C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊
 本町1丁目813-4の護岸東北端
 D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
 E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点

点 ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居
 浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新
 居浜市磯浦町乙366-20北西海面)

アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線に囲まれた
 区域

基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西
 角
 B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メー
 トルの点
 イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メー
 トルの点
 ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メ
 ートルの点
 エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4
 メートルの点
 オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メ

ートルの点

シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域）

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端

B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識

点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Bから218度148メートルの点

ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域

Aア、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い1800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とB D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力

発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域 Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い1800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い1210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メー

トルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

ウ 地元地区 新居浜市新居浜地区及び西条市西条地区

(4) ア 免許番号 宇区第260号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|--------------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から 12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。

基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻

点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点

イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点

ウ イから270度100メートルの点

エ アから270度100メートルの点

ウ 地元地区 八幡浜市保内町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成24年 1月 1日

3 申請期間

平成23年 9月26日から平成23年11月18日まで

4 存続期間

平成24年 1月 1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第1134号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（1/2,500地形図作成）

2 作業期間 平成23年 9月26日から

平成24年 2月29日まで

3 作業地域 松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町

○愛媛県告示第1135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 9月26日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 23中局建（開）第28号 平成23年 9月14日 | 東温市北方字古宮甲2577番2 | 松山市鷹子町763番地1 サニーハイツB105号 菅野 智雄 |

○愛媛県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|------|------------------------------------|------|-----------------------|-----------------|----|
| 一般国道 | 494号 | 上浮穴郡久万高原町渋草1008番から 同町渋草1635番まで | 旧 | メートル 11.0～18.5 | キロメートル 0.036 | |
| | | 上浮穴郡久万高原町渋草1008番1から 同町渋草1635番まで | 新 | 11.0～26.0 4.2～28.0 | 0.036 0.043 | |

○愛媛県告示第1137号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----------|--------------------|----------------|---|------------------------|
| (特 - 19) 第2225号 | 平成19年 11月13日 | (株)大和建设 | 井上 稔 | 八幡浜市日土町2 - 857 | 平成23年 8月2日 | 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 18) 第350号 | 平成18年 11月10日 | 南興建設(株) | 山下 修史 | 宇和島市朝日町3 - 5 - 9 | 平成23年 8月23日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 21) 第5120号 | 平成22年 3月22日 | 丸五建設(有) | 野島 春馬 | 八幡浜市保内町磯崎1528 - 3 | 平成23年 8月25日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 18) 第1251号 | 平成18年 9月10日 | (株)水野建設 | 水野 晴夫 | 宇和島市津島町高田丙313 | 平成23年 8月31日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

○愛媛県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|---------------|-------|-------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市平野町野田611番1 | 旧 | メートル 21.0~26.6 | キロメートル 0.007 | |
| | | | 新 | 21.0~24.0 | 0.007 | |

○愛媛県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|-------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 久万中山線 | 喜多郡内子町白杵1157番3から 同町白杵1153番5まで | 旧 | メートル 10.3~12.8 | キロメートル 0.061 | |
| | | | 新 | 11.2~38.2 | 0.061 | |
| " | " | 喜多郡内子町白杵1153番4から 同町白杵1150番5まで | 旧 | 9.8~20.5 | 0.049 | |
| | | | 新 | 21.8~28.1 | 0.049 | |

○愛媛県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------------------------|-------------|
| 県 道 | 久万中山線 | 喜多郡内子町白杵1157番3から 同町白杵1153番5まで | 平成23年 9月26日 |
| " | " | 喜多郡内子町白杵1153番4から 同町白杵1150番5まで | " |

○愛媛県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|----------|--------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 柳沢新谷停車場線 | 大洲市新谷乙1161番9 | 旧 | メートル 7.5~22.0 | キロメートル 0.057 | |
| | | | 新 | 21.7~35.0 | 0.057 | |

○愛媛県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|----------|---------------|-------------|
| 県 道 | 柳沢新谷停車場線 | 大洲市新谷乙1161番9 | 平成23年 9月26日 |

○愛媛県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|------|--|-------------|
| 一 般 国 道 | 378号 | 西予市明浜町俵津2番耕地467番7から 同町俵津1番耕地539番5まで | 平成23年 9月26日 |

○愛媛県告示第1144号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入 札 公 告 日 |
|------------------------|---------------------------------|-------------|----------------------------------|--------------------|---------------|-------------|
| 放置駐車違反対策関連中央システム一式の借入れ | 愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 平成23年 8月29日 | 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号 | 1,396,500円 (月額) | 一般競争入札 | 平成23年 7月15日 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年 9月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--------------|-------------------|-------|--------------|-------------------|-------|
| 施設の名称 | 施設の所在地 | 定員(人) | 施設の名称 | 施設の所在地 | 定員(人) |
| | | | 松山市厚生福祉センター | 松山市三津三丁目2番 30号 | 300 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 宇和間農林漁業体験実習館 | 省略 | | 宇和間農林漁業体験実習館 | 省略 | |
| 松山市地域交流センター | 松山市三津三丁目2番 30号 | 200 | | | |